

I-1 子ども虐待とは

＜法令における児童福祉の理念＞

「子ども虐待」は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害である。

子ども虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しい。また、子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題がある。このような子育てがしづらい状況から、どこの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

平成 28 年の児童福祉法の改正では、昭和 22 年の制定以来、初めて第 1 条の理念規定について改正がなされ、子どもが権利の主体であることが明示された。

また、千葉県では、平成 29 年 4 月に「千葉県子どもを虐待から守る条例」が施行された。その前文においては「全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県」を目指すことが謳われている。

加えて、平成 28 年の法改正では、母子保健法も併せて改正され、母子保健活動が子ども虐待の予防や早期発見に資することを念頭に置くことが明記され、発生の予防、早期対応、自立支援までの各段階において切れ目なく支援を行うことが法的にも整理された。

未来を担う子どもたちが健やかに育っていくために、県、市町村及び関係機関は、それぞれの役割を適切に果たし、子どもの最善の利益の実現のために連携して対応することが求められている。

＜県及び市町村の責務＞

平成 28 年の法改正では、児童福祉法第 2 条において、子どもの健全育成について、保護者が第一義的な責任を負い、国及び地方公共団体は保護者と共に責任を負うことが明示され、第 3 条では国及び地方公共団体それぞれの責務が明確にされている。これまでも市町村及び県は子ども虐待対応をはじめとして子どもの最善の利益の実現のために支援を行ってきたが、それらがより明確に位置づけられたと言える。

法令の規定により、虐待対応は、県や市町村の責務となっている。

- ① 平成 16 年の児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から、市町村は児童家庭相談を行うことが規定された。
- ② 平成 16 年の児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という）改正により、同年 10 月から、子ども虐待の防止から自立支援に関する国や都道府県・市町村の責務が規定された。また、子ども虐待は人権侵害であることが明記され、虐待の定義や通告範囲も拡大されるとともに、平成 17 年 4 月から、虐待の通告先が市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所となった。

＜子ども虐待の定義＞

児童虐待防止法の定義では、児童虐待を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）による児童（18 歳未満の子ども）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待」としている。

親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は、保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子ども

を現実に監護、保護している場合には保護者に該当する、と考える。

なお、児童虐待防止法第3条には「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定されている。

保護者以外の者から虐待を受けている子どもは、児童福祉法の「要保護児童」に該当し、保護の対象となることは言うまでもない。

児童虐待防止法

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

I-2 虐待対応の基本原則

1. 虐待の種類

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、（体罰の意図を持ち）食事を抜く、戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

② 性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

③ ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
例えば、「重大な病気になっても病院に連れて行かない」、「乳幼児を家に残したまま外出する」など。
なお、親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意する。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもの教育を保障する努力をしない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。
例えば、「適切な食事を与えない」、「下着など長期間ひどく不潔なままにする」、「極端に不潔な環境の中で生活をさせる」など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が①、②又は④に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

④ 心理的虐待

- ・ 言葉による脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷付けることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷付けるような言動など。
- ・ 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。
- ・ 子どものきょうだいに、①～④の行為を行う。 など

なお、身体的虐待に関連して、令和元年の改正児童虐待防止法においては、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」とされ、体罰が民法上の懲戒権の範囲外であることが示された。

参考 医療に関する知識

① 硬膜下血腫（歩行開始前の乳児の硬膜下血腫の95%は虐待と言われている）

② 乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome SBS）

子どもの首が激しく揺さぶられることで頭蓋内出血（硬膜下血腫が多い）や脳の断裂を起こすことがある。発症は乳児が中心だが、それ以上の年齢でも起こりうる。眼底の出血を伴うことが多いので、眼科的診察が必要となる。

③ 代理によるミュンヒハウゼン症候群（Münchhausen Syndrome by Proxy MSBP）

MSBPとは保護者が巧妙な虚偽や症状の捏造によって、子どもに病的な状態を持続的に造り出す、子ども虐待の一形態である。MSBPは致死率の高い虐待の形であり、MSBPの保護者は実母が非常に多い。

MSBPは、比較的良い全身状態にもかかわらず重篤な検査所見がある、保護者の報告との乖離、不自然な検査所見の組合せや推移、一般の医学では考えにくい症状、子どもと離れない不自然な保護者の態度などから疑われるが、医療者が疑いを持つまでに長期間を要することも少なくなく、確定するのは困難を伴う。

子どもを守ることができて、確証を得られるのは、保護者と子どもを分離して、症状の消失を確かめることによるが、分離には保護者が抵抗することが多く、一時保護が必要になることが多い。

2. 子どもへの影響

虐待の子どもへの影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられる。虐待は子どもの心身に深い影響を残し、回復に長期間の治療やケアが必要となる。

(1) 身体的影響

打撲、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、頭蓋内出血など外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長。

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。

最近の研究では、保護者から暴力や暴言を受けた子どもの脳に委縮が見られた、との知見も明らかになりつつある。

(2) 知的発達面への影響

安心できない環境での生活により、落ち着いて学習に向かうことができない場合や、学校への

登校もままならない場合などにより、もともとの能力に比しても発達が十分に得られないことがある。

また、保護者が子どもの知的発達にとって必要なやり取りを行わない場合や、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがある。

(3) 心理的影響

① 対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となり、愛着対象との基本的な信頼関係を構築することができなくなる。その結果、他人を信頼し愛着関係を形成することが困難になり、対人関係における問題を生じることがある。

② 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されると思うことや、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることがあり、自己評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがある。

③ 行動コントロールの問題

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

④ 多動

虐待を受けて養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、落ち着きのない行動が現れることがある。ADHD に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合がある。

⑤ 心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。

⑥ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求に従って先取りした行動をとることがある。精神的に不安定な保護者に代わり、大人としての役割分担を果たさなければならないこともあり、ある面では大人びた行動をとることがある。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出することもある。

⑦ 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがある。例えば、記憶障害、意識がもうろうとした状態、さらには強い防衛機制としての解離が出現し、解離性同一性障害に至る場合もある。

参考 マルトリートメント（不適切な養育）

「マルトリートメント」は、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味する用語である。子ども虐待の意味を広く捉えた概念であり、虐待重症度のレッドゾーン、イエローゾーンだけでなく、グレーゾーンのレベルまでを含む概念である（・レッドゾーン、イエローゾーン、グレーゾーンの区別についてはP12参照）。

3. 子ども虐待の発生要因

子ども虐待の発生要因としては、様々な背景・要因が複合的に絡み合う。

虐待発生の4つの背景や要因

① 保護者側の事情

被虐待歴、愛着不全、社会的未成熟、人格の偏り、精神疾患、薬物依存、知的障害などによる養育能力の問題、子ども理解の歪み、不適切な育児方法の獲得、DV（単なる不和ではない支配-被支配関係）など（☞DVについては本編P125～128も参照）

② 家庭内のストレス

経済困窮、家族関係の不和、看護・介護を要する状況、育児負担の過重、転居・転職など

③ 社会的孤立

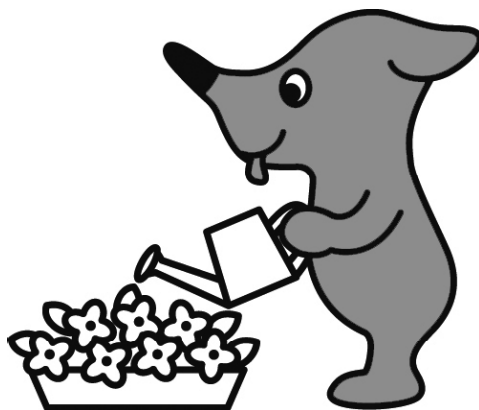
親戚、友人、近隣、関係機関等との社会的なつながりがないなど

④ 保護者から見た子どもの問題

発達の問題、障害や性格などを起因とする育てにくさ、期待に応えない行動など

参考 しつけか虐待か

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」（小林美智子、1994）



重要！ 体罰禁止条項採択

平成28年の児童福祉法等の改正で、子どもが権利の主体に位置付けられ、児童虐待の防止等に関する法律に「親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨明記されました。そして、平成29年5月15日に、厚労省母子保健課から「愛のむちゼロ作戦」のリーフレットも配信されました。

愛の鞭をやめて、子どもを健やかに育みましょう

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼす可能性があります。以下のポイントを中心に心がけながら、子どもに向き合います。

POINT 1 子育てに体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿、自分で考え行動した姿ではありません。「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

don't

イライラが爆発する前に、クールダウンする 深呼吸する、数を数える、窓を開けて風にあたると

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。...

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響をもたらしません。親による体罰を受けた子ども、受けていない子どもの違いについて、約16万人の子ども...

既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口 または児童相談所全国共通ダイヤル「109」にご連絡ください。

平成28年 厚生労働省母子保健課 児童虐待防止推進課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課

子どもを健やかに育むために ~愛の鞭ゼロ作戦~

http://sukoyaka21.jp/poster

画期的な内容が記載されているこのリーフレットを家庭に届ける際、千葉県児童相談所では、さらに、「子育てに体罰や暴言を使わない」かわりにどうするか、その具体的な提案として非暴力コミュニケーションのコツがまとめられている、「機中八策®」のリーフレットも同時に配布することを試みています。

例：宿題をせすテレビを見る
ブルーカード
何やってんの き 疑問型
いつも言ってるでしょ ど 怒鳴る(叩く)
テレビばかり見ってるって ひ 否定型・禁止
今日は承知しないよ お 脅す
TVばかり見てるから 二週間TVなし ば 罰を科す
今、何する時間？ 宿題やらないの？ と
何言ってもおからんや？ なし
いつもこうだといのに い 嫌みを言う(一言ネタ)

あなたの住むまちの地域にある「八策教場」は



機中八策
どならいびらさい非暴力コミュニケーションの具体案
児童相談所長が考案した非暴力コミュニケーションノウハウ

非暴力コミュニケーションの具体的提案

ベアフレシ
ベアフレシ
対象者が広い
文法としての定着へ
(国文字つづりで覚えただけ)
非暴力コミュニケーションを簡単に自分インストールするためのハッピーです

オレンジカードを切るコツ
してほしい行動を明確化する
1枚あたりワンフレーズで具体的に短く箇所に
オレンジカードは一画面で1枚ずつ切る
(同じカードを何回も切ると話しかけてください)

練習する3つの場面
1) してほしいことをしなさいとき
2) してほしいこととしないこと (は-か-は)
3) 次に同じような状況(4W1H)のときしてほしいことが

伝わりにくい暴力のコミュニケーション
ちょっと脅かすブルーカード
おどろかす(おどろかす)



RISTEX 科学技術振興機構/社会技術研究開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を提言するシステムの構築」のホームページに「機中八策®」の資料が掲載されています。参考としてください。

http://parent-supporters.brain.riken.jp/site.html

しかし、その後も深刻な虐待を受けて児童がキズつく事例が相次ぎ、社会的な関心の高まりもあり、虐待通告件数も増加しつづけています。

そして、令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正で、親権者らは児童のしつけに際し「体罰を加えてはならない」ことの規定が盛り込まれ、令和2年2月には厚生労働省により「体罰等によらない子育てのために」がとりまとめられました。

いっぽう、世界の潮流として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989年の国連総会において採択され1990年に発効しています。日本はそれを1994年に批准しました。

また、2015年に、国連に加盟する193か国がより良き将来を実現するために採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」の中の16.2には、「子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。」ことが明記されています。



さらに、日本は2018年2月、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GP e V A C : Global Partnership to end Violence Against Children)に参加し、国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットするパスファインディング国となっています。



～できたらいいなと思うこと～

子ども虐待状況が発生してから関わるよりも、発生する前に手が打てるといいですね。虐待が起きる前の予防策を社会的に構築していくことに、わたしたちも貢献できたらと思います。さまざまな子育て支援サービス等の充実やプログラムの提供は必要です。しかし、それだけでは体罰や暴言は減っていきません。社会全体の体罰や不適切養育を容認する育児文化の修正に向けて、『非暴力が当たり前の“文化”』が定着するため、できることに取り組んでいきたいと思っています。

～すべては子どもの笑顔のために、守り、育み、社会へ～
 “ひどいおとぎばなし”より“ほまれかがやきを”
 そして、たくさんの成功体験を地域で!!

I-2 虐待対応の基本原則

1. 子どもの最善の利益

虐待対応において、求められる社会的要請は、子どもの最善の利益を図ることである。そのためには、時に保護者の意に反しても子どもの立場に立つ対応をしなければならない。保護者との関係性を重視するあまり、子どもの虐待による被害についての認識が薄れてしまうことは、最も避けなければいけない。子ども虐待では児童相談所や市町村、関係機関等の対応の誤りにより、取り返しのつかない事態が生じる可能性があるからである。

一方で、子どもの最善の利益は、子どもを健やかに育成する責任がある保護者と協働しなければ、図れないのもまた事実である。子どもの安全を確保するために保護者の話に耳を傾け、その家族の持つ健康な側面、可能性などのプラス要因「強み」に関心を払うことにも力を注がなければならない。目標は常に子どもの安全、子どもの最善の利益である。

援助方針の決定に当たっては、子どもの意向を尊重するとともに、最善の利益の確保に努めるものとしなければならない。子どもの声を反映したケースワークを展開できるよう、対応職員の資質向上を図ること、子どもが自らの意見を表明するしくみを整えることが求められる。

2. 複数による迅速な対応

市町村・児童相談所は虐待の通告等を受けた際には、速やかに緊急受理会議を開催し、組織として方針や具体的な対応を決めるなど、迅速な対応を心がける。緊急度が高いものを最優先して、子どもの安全確認や事実確認をする。保護者への対応、ポイントとなる調査、関係機関との協議などの際には、対応を適切に行うために、担当者ひとりの判断で対応をせず、複数の職員により対応し、多面的で効率的な情報収集を心がけるとともに、調査方法の妥当性・情報の客観性を確保する。

3. 家族全体の総合的なアセスメントと支援計画

虐待が生じる家族は、経済的問題、近隣との関係、住環境をはじめ保護者の夫婦関係、保護者の性格、疾患、子どもの育てにくさなどさまざまな問題が重複し、複雑に絡んでいることが多い。それら虐待のリスク要因とその関係を整理し、虐待の内容・程度、子どもの状態をはじめきょうだい、保護者の状況、世代間連鎖の有無、支援者の存在等も含め家族全体を視野に入れたアセスメント（情報収集とその評価、ケースの見立て）から支援計画を導き出すことが重要である。また、家族の持つ健康な側面、部分的ではあっても機能している養育能力、変化の可能性などのプラス要因「強み」を引き出す視点もアセスメントの中に取り入れることが求められる。

状況の変化に応じたアセスメントを行うとともに、主訴にかかわらず、虐待の可能性のある事例に関しては、虐待を意識したアセスメントを行う。最新の情報を得る上では、児童相談所と市町村をはじめ、関係機関との細やかな情報交換や連携を図ることが必要である。

4. 組織的対応と進行管理

虐待ケースへの対応には、多角的な視点による判断とその統合が必要で、そのプロセスを常に明確にするよう努める。また、ケースの状況が変化したり、関わりがこう着状態に陥ったりした場合はもとより、継続的に関わっているケースや親子分離しているケースにおいても、適切な時期に再アセスメントし、支援計画修正等の方針決定を行うというケースマネジメントを行う。それらの決

定は、子どもにとって最善の策を選択するために、市町村（要保護児童対策地域協議会）・児童相談所が組織としての責任に基づいて行う。

家庭状況やその他の要因により虐待ケースの様相は変化するものである。ケースについては、担当者だけでなく、進捗状況や支援内容を虐待業務対応システムの一環として把握する。支援状況については「市町村子ども虐待対応の実務」（☞本編 P20）「児童相談所子ども虐待事例対応フローチャート」（☞本編 P81）にしたがって、定められた書式により記録し、リスクアセスメントシート（☞書式編 P3）により重篤度のリスク評価を行う。また、緊急度や重篤度等に応じて次回報告日を指定することにより、各局面における援助が適切に機能しているかを組織として進行管理する。

5. 児童相談所における権限の行使

児童相談所は、職権による一時保護や施設入所決定、家庭裁判所申立などの権限を発動する役割を社会的使命として担っている。この権限は児童相談所にのみ付与されている。行政権限による対応は、事態の打開や子どもにとって望ましい支援につながるだけでなく、保護者との関係の転機となる場合もある。実行に際しては、早い段階で分かりやすく保護者にその主旨を説明することが必要である。

市町村や関係機関から権限行使の要請があった場合には、必ず聴き取りや訪問調査の上、その可否について判断し、その結果を要請のあった市町村等にフィードバックすることが必要である。

6. 児童相談所、市町村、関係機関との連携強化と役割分担

多様な問題を抱えている家族に対しては、福祉・保健・医療・教育・警察・弁護士等の関係機関が連携し、適切な役割分担のもとに多面的、継続的支援を展開することが必要である。そのために児童相談所は今まで以上に、援助方針をはじめ各局面における判断基準や意思決定プロセスに関して市町村や関係機関に対して十分に説明をすることが必要である。

また、児童相談所は子ども虐待に対して一機関の判断だけで対応するのではなく、初期対応から子どもの自立支援まで、その家族を支える関係機関の合意を形成するよう心がける。特に市町村に対しては、ともに虐待対応の主体者であることを認識した連携を行う。また、児童相談所は緊急度アセスメントシート（☞書式編 P1）を市町村との共通のものさしとして活用し、ケースに関する認識や援助目標の共有化を図ることが必要である。そのことにより、複数機関の機能を有効に活用し、お互いの支援の隙間に落とさない一連の虐待対応が可能となる。

児童相談所は親子分離したケースについても、里親・施設とも密接に連携し、子ども・家庭への切れ目のない支援が円滑に展開するよう努める。その際には、要保護児童対策地域協議会などを活用して、関係機関と情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となる。

7. 児童相談所、市町村等における家族関係支援

安全を図るために子どもを家庭から分離することは、支援の手段であって目標ではない。「子どもの最善の利益」を保障する観点から、子どもが自立していくために家族との適切な関係構築は大切なものであるが、それは必ずしも家族との同居生活とは限らない。そのため、千葉県ではあえて「家族再統合」という言葉ではなく、「家族関係支援」という言葉により、適切な親子関係を基本とする家族関係の可能性を探る。

家族関係支援の際には、子どもが心の中で家族と和解することの意味や、自身の責任ではないの

に、子どもが家族や地域から離れて生活することを引受けなければならない理不尽さにも十分配慮することが求められる。支援者が保護者と協働的な関係構築に努める目的は、子ども自身が家族や友人その他子どもにとって大切なものとの関係を切らないための、また社会の一員として認められる存在であるための方法を見出し、提供し、育ちを支援することにある。

痛ましい事件が二度と起きないために ～児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）～

平成31年1月に県内で発生した子ども虐待による死亡事例（加害者は父）については、第三者委員会（千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会児童虐待死亡事例検証委員会）による検証を受け、さまざまな指摘がなされた。以下は、児童相談所や市町村の虐待対応実務に関連した内容をピックアップし、まとめたものである。

①家族の歴史や家族の全体像に対する検討を踏まえた基本的アセスメントができていなかった。父母の成育歴やそれぞれの実家と父母との関係、家族歴について掘り下げた面接が行われなかった。父は実父であったが、児童との生活期間は短く、実態はステップファミリーに近いものであることの注意が欠けていた。父の人格傾向等への基本的理解が不足しており、父の行動に対して適切な対応が取れなかった。

②児童相談所と市との役割分担について不適切な点があった。連携が取れておらず、個別支援会議もスムーズに開催されなかった。児童相談所と関係機関は、対等な協働関係であるべきだった。

③性的虐待の事実が軽視されていた。未遂として片付けず、詳しく調査するべきだった。

④児童相談所は、児童の引き取り先の父方祖父母宅へ家庭訪問しているが、児童を引き取る前提での訪問であり、調査が不十分であった。

⑤DVに関する理解や対応が不十分だった。父から母へのDVの実態について、より具体的な調査をすべきだった。DV家庭の支配構造、加害者の特性、子どもへの影響等についての理解が不足していた。母の発言については、父の意向を受けたものと捉えるべきであった。

⑥一時保護解除を決める前の、児童相談所内での調査・検討が不十分であった。一時保護を解除した根拠や考え方については、再度一時保護する可能性も含め、学校等の関係機関と情報共有しておく必要があった。一時保護解除後の援助方針についても、関係機関と情報共有、協議を進めていくべきだった。

⑦父の威圧的な要求に対して、市教育委員会・学校が共通認識をもって対処しきれなかった。児童の情報に関する守秘義務に対する認識や、長期欠席時の対応が不十分であった。父と学校との面談に際しては、児童相談所や市の児童福祉部門も同席すべきだった。

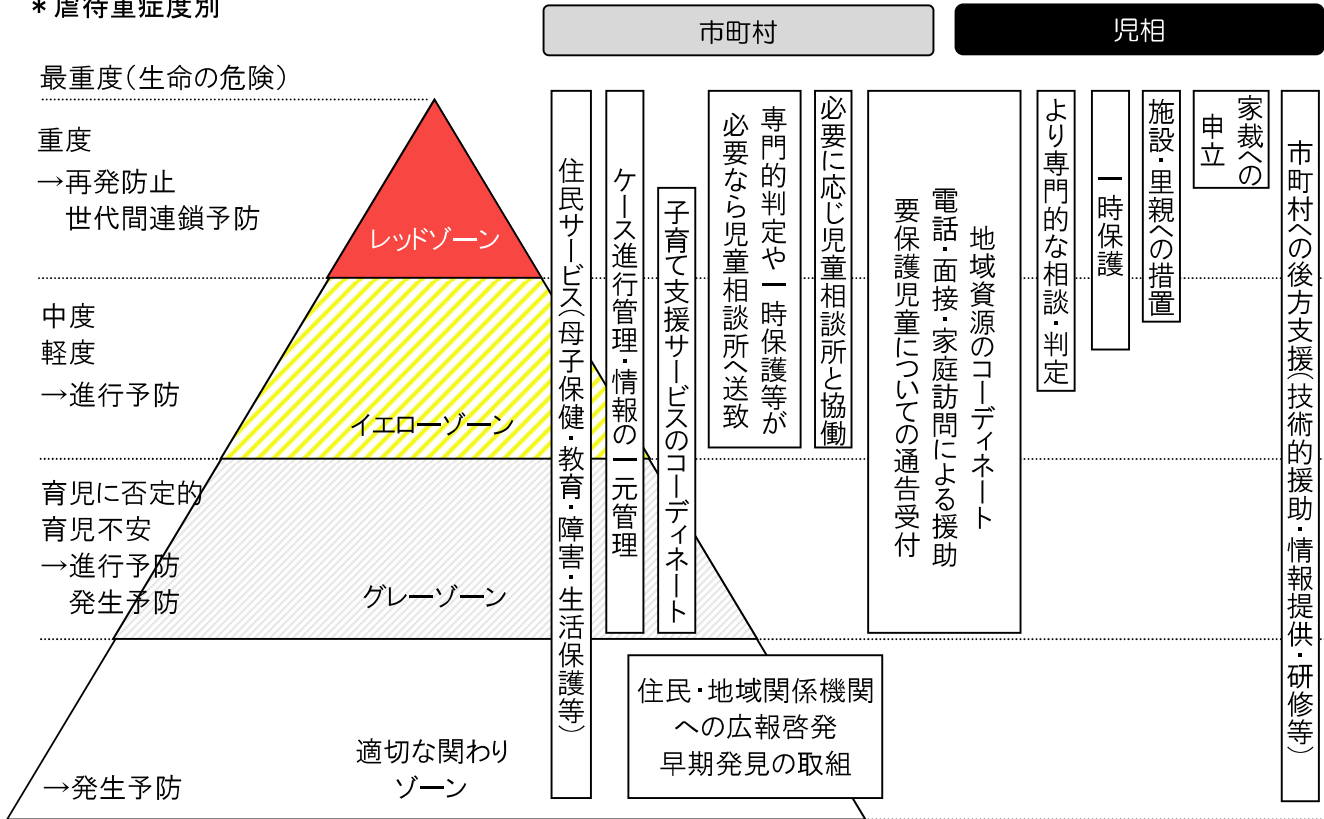
⑧父が虐待を認めていないことから、児童福祉司指導（児童福祉法第27条第1項第2号）を活用し、指導内容や今後の取組を文書明示すべきだった。

子ども虐待防止に関わる支援者には、これらの第三者委員会による指摘を真摯に受け止め、子どもの安全を第一にケースワークに取り組む姿勢が求められる。

《市町村・児童相談所の機能》

(下図では代表的な機能を例として挙げており、実際のケースでは個別の状況に応じて役割分担する)

* 虐待重症度別



* 虐待対応段階別

